

独立行政法人水産大学校における研究活動に係る行動規範

平成19年11月 6日

(平成27年 4月 1日改正)

この行動規範は、独立行政法人水産大学校（以下「本校」という。）に所属する者が行う研究活動に関し、本校のすべての教職員が共通認識を有すべき事項を定めるものである。

本校のすべての教職員は、この行動規範の遵守を徹底し、研究活動の健全な環境の確保と信頼性・公平性の向上に努めなければならない。

- 1 本校のすべての教職員は、本校の研究活動における研究費が、国費である運営費交付金や外部資金等により支えられていることを踏まえ、研究費の使用にあたっては、関連の法令、通知及び本校諸規程等を遵守しなければならない。
- 2 研究活動を行う者は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を厳に行ってはならず、また加担してはならない。また、研究データや資料等の適切な管理及び保存により研究環境を整備し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。
- 3 本校のすべての教職員は、研究活動及びこれに付随する行為に伴う守秘義務を厳守し、研究活動及びこれに付随する行為の過程において知り得た個人情報の保護に努めなければならない。
- 4 研究活動を行う者は、研究活動にあたり、産官学連携に伴う利益相反の発生に十分留意しなければならない。
- 5 研究活動を行う者は、研究活動においては公平性を常とし、その属性及び思想信条による差別をしてはならない。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。
- 6 本校のすべての教職員は、不正行為があった場合はその是正に努めなければならない。また、不正行為が現に行われ、若しくは、行われたことを知った時は、それを放置してはならない。
- 7 本校に研究倫理教育責任者を置くこととする。研究倫理責任者は研究活動に関わるすべての者を対象に定期的実施する研究倫理教育について本校全体を統括するものとし、校長をもってこれに充てるものとする。また、本校に所属する研究活動に関わるすべての者は、必ず研究倫理教育を受け研究倫理の向上に努めなければならない。